

令和 8 年 10 月 27 日
自由民主党政務調査会

1. 基本認識

2月末の米国・イスラエルによるイラン攻撃後、双方の攻撃の応酬を経て、6月17日には米・イラン間で核交渉再開に向けた覚書の署名がなされたが、ホルムズ海峡をめぐる両者の相違が顕在化し、7月上旬、攻撃の応酬が再開するに至った。米国が新たな経済制裁の実施等を通じてイランに対する圧力を強化する中、9月下旬には米イラン間で仲介国を通じたやりとりが再開したものの、いまだ膠着状態が続いている。また、7月下旬、イエメンのハーシー派がサウジアラビアに対して海上封鎖を宣言し双方の戦闘行為が激化する中、紅海及びバブ・エル・マンデブ海峡においても不安定な状況が続いている。

こうした事態は、エネルギーの供給が国民生活・経済活動にとって死活的に重要であることを改めて浮き彫りにし、石油危機以来積み上げてきた対策にとどまらず、原油・石油製品の安定供給の確保に向けた対策の抜本的な強化が必要であることを痛感することとなった。

それを受けて、これまでの間、我が国においては、官民連携の下で、原油のホルムズ海峡を経由しない代替調達や石油備蓄の放出等に取り組み、その結果、現在のところ、我が国全体として必要な原油・石油製品の量は確保されている状況である。また、供給の偏りや流通の目詰まり等についても、関係事業者と連携し、流通現場の状況を把握し一つ一つ丁寧に対応しながら、問題解消に努めてきているところである。

他方で、足元では、例えば、サウジアラビアの東西パイプラインへの攻撃や空港・石油関連施設への攻撃等、中東情勢の緊張状態は継続し、その先行きは依然として不透明である。

こうした不透明な状況が続く中、政府においては、短期的・一過性の対応に留まることなく、原子力や再生可能エネルギーなどエネルギーのベストミックスの実現を含め、中長期的なエネルギー構造の強靱化に向けた取組を、持続的に進めることが強く求められる。

このため、暮らしと経済を守り、将来にわたるエネルギーの安定供給を確保するため、足元での危機対応に引き続き万全を期すとともに、エネルギー構造の強靱化に向けた取組の一層の加速を強く求める。

2. 原油・石油製品の必要量の確保

(1) 代替調達の推進

ホルムズ海峡を経由しない代替調達について、官民連携のもと最大限取り組んできた結果、我が国は、中東諸国や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ、カナダ等合計で15カ国と原油の調達先の拡大を図ってきたところである。

こうしたことにより、中東危機発生後、約3か月で調達率を約10割の水準まで引き上げることを実現することができ、現在のところ、日本全体として必要な量は確保できている。他方、国際市場の在庫及び需給の状況や、供給不足の期間によっ

ては、必ずしも今後、同様の調達が確保できるとは限らないことから、引き続き、官民連携での取組を継続するとともに、政府としても資源外交や柔軟な代替調達に資する設備投資への支援を通じて、より安定的な供給確保に向けた取組を強化すること。

(2) 万全な石油備蓄体制の構築・強化

我が国は、本年3月以降二度にわたる石油の国家備蓄の放出を、世界に先駆けて実行し、特に、代替調達の取組の初期段階において原油調達量の減少を補い、日本全体として必要な量の確保を図ってきたところである。

足元では、上述のとおり、代替調達の取組が進展したことによって、新たな備蓄放出の決定は行う状況にはないが、今後、油価や石油の国内需要なども総合的に勘案しつつ、備蓄日数の回復を着実に図っていくなど、安定的な備蓄体制の構築・強化を進めること。

3. 冬季における灯油の安定供給

灯油は、暖房・給湯に用いられ、特に冬季は国民の生命に関わる重要なエネルギーであることから、安定供給に向けた対応を徹底することが重要である。

こうした中で、一部の事業者において通常よりも多い買いだめの動きがあったことを踏まえ、卸を経由しない「石油元売事業者からの直接販売」の迅速な適用や、販売抑制・買いだめをしないよう、事業者に対して必要な指導・要請を行うこと。

加えて、中東情勢等の影響により世界的な精製能力が低下したことで、灯油の国際価格が高止まりしている。このため、一部の地域において、小売価格が上昇傾向にあることから、国民生活や経済への影響を抑えること。特に輸入灯油への支援を通じ、灯油価格の抑制に取り組むこと。

これらの取組について、石油元売事業者や輸入商社からの供給状況の定期的な調査や、灯油価格が抑制されているかの価格モニタリングを実施すること。

灯油の状況については、現場の事業者や国民の不安に寄り添い、灯油を含む石油製品は日本全体として必要な量は確保できており、事業者や国民は落ち着いて行動すべきことを繰り返し発信することに加え、輸入灯油の調達状況の事業者への情報提供、HPやSNSを活用した供給状況や価格の情報提供など、地域ごとの事情も踏まえた丁寧かつ積極的な情報発信を行うこと。

4. きめ細かい「目詰まり対策」の継続

個別の目詰まりに対しては、これまでに事業者から情報提供を受け止める体制整備、サプライチェーン調査を通じた原因・実態把握、既存の商流にも配慮した「石油元売事業者からの直接販売」の実施により、例えば、燃料油・潤滑油については、1,500件を超える要請の迅速な解消を図るなど、最近要請があった案件を除き対応を完了している。

新たな相談は減少してきているが、石油製品の供給に支障が生じないよう、事業者から情報提供を受け止める体制の維持と、目詰まりの解消にあたっては、石油元売事業者や卸売事業者と緊密なコミュニケーションをとり、「直接販売」の適用など1件1件迅速かつ丁寧な対応を継続すること。

5. 持続可能な燃料油・電力・ガス等の価格高騰対策の実行

長期化する物価高騰の影響から国民生活・経済を守るため、飲食料品の消費税率

引き下げなど切れ目ない対応を図っていくこととなるが、昨冬のように、冬季の需要期における家計及び事業者の負担軽減に万全を期す観点から、電気・ガス料金支援を実施すること。

こうした中で、ガソリン等の燃料価格対策については、これまで価格高騰時における激変緩和措置として実施してきたところであるが、足元では我が国のガソリン価格は欧州諸国と比較して半分以下の低い水準にあり、産油国である米国をも下回る状況となっている。こうした状況や国際的なエネルギー市場の動向を踏まえれば、激変緩和措置については、国民生活及び経済活動への影響に十分配慮しつつ、持続可能な制度への円滑な移行を図るべきである。このため、支援水準については4月以降の「措置の出口」に向けて、本年12月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月5円程度ずつ段階的に引き上げを行うことを基本として見直しを行い、給油現場の混乱を招かぬように配慮しつつ、予見可能性を確保しながら、持続可能な制度への移行を着実に進めること。

6. エネルギー供給構造の強靱化

(1) 化石燃料の調達先・輸送経路等の多角化の推進

今般の中東情勢をはじめとする、エネルギーを巡る世界の構造的な変化を受け、我が国としては、足元での対応に加え、エネルギー需給構造を強靱化させる取組の一環として、原油等の調達先や輸送経路の多角化を進め、特定の経路への依存度を低減させていくことが重要である。こうした中、政府は、化石燃料の調達多角化・リスク低減による調達安定性を抜本的に向上させるための法案を臨時国会に提出しているが、この法案を確実に成立させ、可能な限り早期に、企業の調達行動の変革を図るとともに、代替のパイプラインの整備を支援することを通じて、我が国の原油等の調達多角化を確実に進めること。

また、調達先を多角化することにより、多様な油種に応じた製油所の設備対応が必要になるところ、調達多角化の法案による取組に加え、こうした製油所の設備投資に対しても支援を行い、我が国の原油等のサプライチェーン全体を多角化に適した構造に転換していくことを促すこと。

加えて、原油等への依存そのものを減らす観点から、バイオ燃料やSAFなど化石代替燃料の普及拡大も重要。国内外の規制に伴い、バイオ燃料の国内需要の増加が見込まれることから、製造プロジェクトに対する出資や設備投資への支援などを通じて普及を促進すること。

(2) アジア大でのエネルギー・サプライチェーンの強靱化

国際情勢の不透明感が高まる中、世界のエネルギー安定供給を確保するためには、中東をはじめとする産油国とアジアの消費国が課題を共有し、協力して解決策を講じることが重要である。我が国が中東産油国とアジア諸国の結節点となり、パワー・アジアを通じて産油国と消費国の対話・連携を一層強化すること。

具体的には、アジアにおける石油備蓄・放出制度の構築、備蓄タンク等のインフラ整備、ASEAN共同備蓄、緊急時の協調放出や燃料融通等を進めるとともに、中東産油国との共同備蓄や、ホルムズ海峡を經由しない代替輸送経路の構築等に向けた協力を具体化すること。

あわせて、中東産油国の生産・供給能力の回復・強化を後押しするとともに、アジア太平洋地域と中東地域との連携を一層深め、アジアのエネルギー安全保障と経済成長、ひいては世界のエネルギー供給力の強靱化につなげること。

7. 重要物資等の安定供給と海上輸送等に係る保険能力の補完

現下の中東情勢では、我が国では、原油や、ナフサ由来の石油関連製品等に焦点が当たったが、今回に限らず、地政学的リスクが世界のいずれかで顕在化し、今後類似の又は更に深刻な事態が生じる場合、重要な物資や部素材の欠品、供給の遅れが生じ、我が国として必要な物資を十分に確保できなくなるおそれもある。また、我が国として必要な総量は確保できても、流通網が細い地方について、供給の遅延や偏りなど、物資の地域偏在が生じる可能性も否めない。

このため、特定の国・地域への依存等のリスク点検に留まらず、物資の流通に関して、地域偏在が生じないかなどの観点も含め、国内における流通機能・仕組みのリスク点検に着手し、特にリスクの高い物資について、必要な対策を講じること。

また、海上輸送等に係る保険能力を補完するため、臨時国会に提出している法案の早期の成立を目指すことが重要。その上で、これらの課題はエネルギー輸送の問題に留まらないことから、引き続き、重要物資の調達等に当たって保険の確保が支障とならないよう早急に検討を進め、必要な対策を講ずること。

エネルギー安全保障の観点からも、最も重要なことは、ホルムズ海峡やバブ・エル・マンドブ海峡を含む中東地域全体の事態の早期沈静化・安定化を図り、両海峡の自由で安全な航行を一刻も早く回復することである。このため、我が国としても仲介国を含む関係国と緊密に連携し、外交的解決に向けた動きをしっかりと後押ししていく必要がある。加えて、今後のホルムズ海峡の在り方については、我が国を含む海峡利用国や国際海事機関（IMO）など国際社会全体で議論していくことが不可欠であり、引き続き国際社会と緊密に連携していく必要がある。この点、党としても、必要な議員外交を展開していく。